



秋労発基 0601 第 2 号  
令和 5 年 6 月 1 日

関係団体の長 殿

秋田労働局長



令和 4 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

労働行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策について、令和 5 年 4 月 12 日付け秋労発基 0412 第 8 号「令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。今般、別添 1「令和 4 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」が取りまとめられるとともに、別添 2 により、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱が改正されました。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

